

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の設置変更許可申請に係る事業者とのヒアリング（144）
2. 日時：令和4年4月19日（火）10：00～12：00
3. 場所：原子力規制庁10階南会議室
※本ヒアリングは、テレビ会議システムで実施
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
審査グループ 研究炉等審査部門
荒川企画調査官、有吉上席安全審査官、小舞管理官補佐、
片野管理官補佐、島田安全審査官、羽賀技術参与、安澤技術参与

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者
大洗研究所 高速実験炉部 次長 他7名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、配布資料に基づき、第8条（火災による損傷の防止：火災防護対象機器の選定）、第6条（その3耐降下火砕物設計）、第43条（試験用燃料体）に係る説明資料、第53条（BDBAを超える事象への対応）に関する説明があった。

○原子力規制庁から、以下の点を伝えるとともに、本日説明のあった内容の他、提示を受けた資料については引き続き確認していく旨を伝えた。

- 火災防護対象機器の選定において、格納容器（床下）は、運転中は窒素雰囲気に置換するという環境条件により、火災の発生の恐れはないとして、火災防護基準に基づく対策を講じないとしている。一方、原子炉停止後のメンテナンス時において、作業員が床下へ入るためには空気雰囲気への置換が必要となり、環境条件が変わるため、空気雰囲気に置換する際の条件や、空気雰囲気であって検知器が作動しない場合における火災防護対策について明記すること。

- 降下火砕物に対する安全施設の防護において、建屋等の外殻防護で守る施設（重要安全施設）と、建屋等の外殻での防護を期待できない施設を示しているが、後者の安全施設の防護の考え方が不明確であるため、その内容について説明すること。

○原子力機構から、承知した旨の返答があった。

6. 配布資料

資料1：高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第8条（火災による損傷の防止）に係る説明資料（火災防護対象機器の選定）

資料2：高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第6条（その3耐降下火砕物設計）に係る説明資料

資料3：高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第43条（試験用燃料体）に係る説明資料

資料4：高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第53条（BDDBAを超える事象への対応）に係る説明資料

資料5：高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第10条（誤操作の防止）に係る説明資料

資料6：高速実験炉原子炉施設（「常陽」）第10条（誤操作の防止）に係る説明書